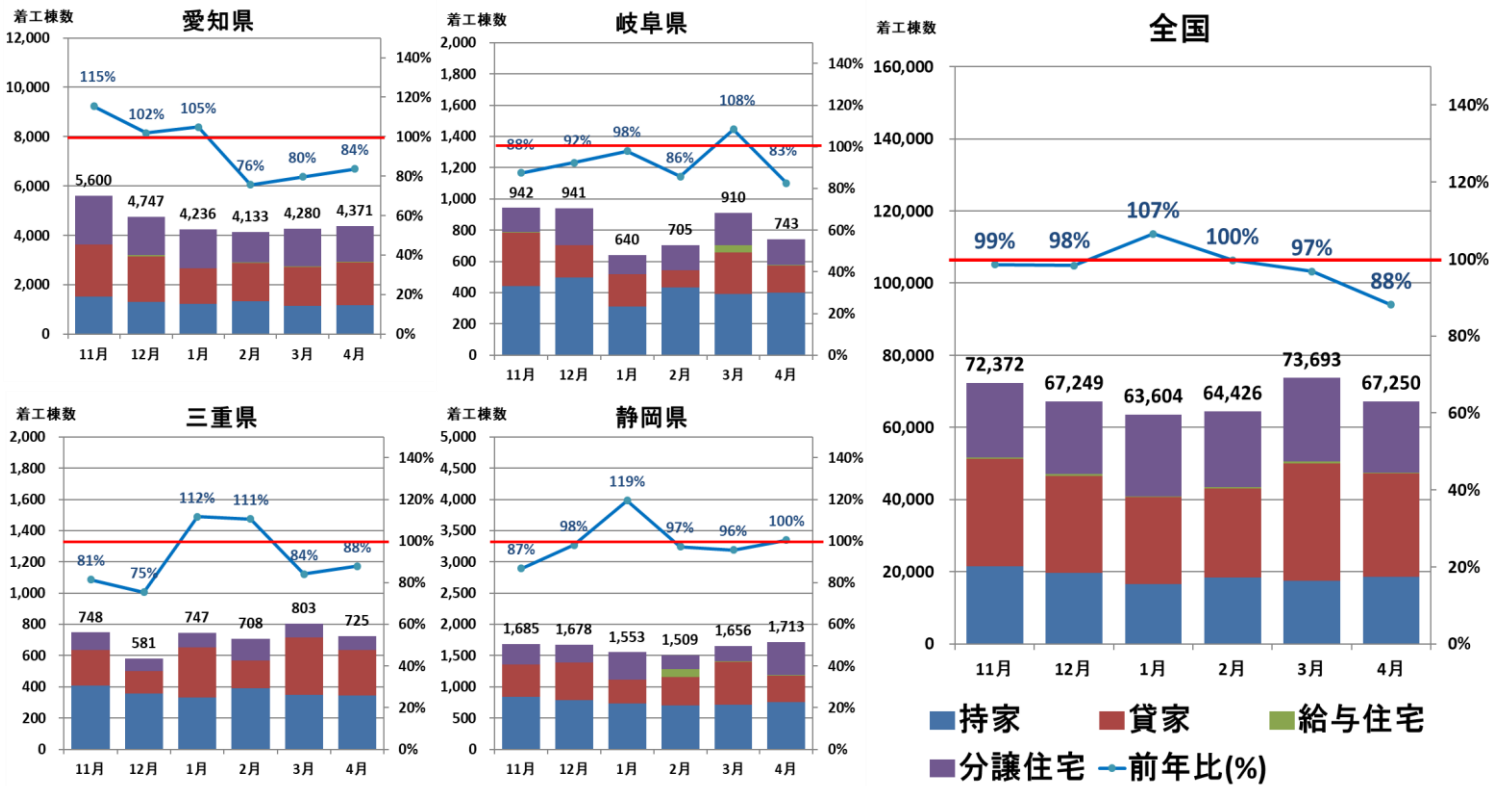


東海4県の着工推移

出典：着工データ 国土交通省



子育て支援型共同住宅推進事業について

国土交通省は6月12日から、2023年度の「子育て支援型共同住宅推進事業」を開始しました。共同住宅（賃貸住宅及び分譲マンション）を対象に、事故や防犯対策などの子どもの安全・安心に資する住宅の新築・改修の取り組みや、子育て期の親同士の交流機会の創出に資する居住者間のつながりや交流を生み出す取り組みに係る事業を公募し、予算の範囲内において、本整備に要する費用の一部を補助するものです。

令和4年1月20日に令和3年度補正予算で創設した事業であり、令和5年度の募集を6月12日（月）より開始します。

応募期間は2024年2月29日までで、予算枠に達し次第募集を終了するとしています。

詳細は、子育て支援型共同住宅サポートセンター

HP: <https://kosodate-sc.jp/>にてご確認ください

2024年1月から、住宅ローン減税を受けるには 省エネ基準に適合する必要があります

2023年度の税制改正で住宅ローン減税に関する内容が変更されたことにより、2024年1月以降に建築確認を受けた新築住宅が住宅ローン減税を受けるには、**省エネ基準に適合することが必須要件**となりました。**新築住宅の控除率は0.7%**で、**控除期間は13年**。

借入限度額は住宅性能により異なり、▽認定長期優良住宅・認定低炭素住宅：4500万円▽ZEH水準省エネ住宅：3500万円▽省エネ基準適合住宅：3000万円となり省エネ性能が高いほど税制が優遇されます。

控除率 0.7%	2022年	2023年	2024年入居	2025年入居
認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	5,000万円		4,500万円	
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円		3,500万円	
省エネ基準適合住宅	4,000万円		3,000万円	
省エネ基準に適合しない 「その他の住宅」	3,000万円		0円 2023年末までに建築確認を受けた場合、 借入限度額2,000万円(*)	

↑
借入限度額の増額

(*)住宅ローン減税の税務署への申請時、確認済証の写しを提出し、2023年12月末までに建築確認を受けた住宅であることを証する必要があります。2024年6月末までに竣工済の住宅については、省エネ基準に適合しない場合にも特例の適用がある場合があります。

省エネ基準に適合しない「その他の住宅」は、2023年末までに建築確認を受けた場合は2000万円を限度額とされ、それ以降は控除そのものが受けられなくなります。2023年末までの建築確認は「確認済証」または「検査済証」で、2024年6月30日までの建築確認は「登記事項証明書」で行われます。

※詳細は、【国土交通省 住宅局・法制課 住宅生産課】HPでご確認ください。